

日本分析化学会協議会・委員会等規程（改訂案）

（総則）

第1条 細則第25条及び第26条による協議会・委員会等は、特別の規程のない場合、本規程の定めるところによる。

（協議会・委員会の種別及び任務）

第2条 本会に設置する協議会は、次に掲げるものとし、本会の事業及び運営に関して理事会が付託する会務の処理、あるいは諮問事項についての答申を行う。

- 1) 本部活動協議会
- 2) 組織運営協議会
- 3) 学術振興協議会
- 4) 学術会合協議会
- 5) 社会活動協議会
- 6) 会員・広報協議会

2. 本部活動協議会は、理事会、本部支部連絡会などの業務を行う。

3. 組織運営協議会は、総務・経理・人事など法人としての本会の運営に関する業務を行うほか、管轄が定まらない事項についての対処を検討する。

4. 学術振興協議会は、会誌・図書などの発刊による研究成果の公開と研究業績の表彰などを通して学術の振興に関する業務を行う。

5. 学術会合協議会は、年会・討論会・国際会議等の会合を担当し、研究成果の公開、国際化推進及び研究者・技術者の相互支援に関する業務を行う。

6. 社会活動協議会は、産官学連携、分析化学を担う個人や機関の技術能力向上、信頼性向上の支援および分析技術の標準化を推進する業務を行う。

7. 会員・広報協議会は、本会の方針・計画・活動・成果などを展示、冊子、Web等により学会内外に向けて広報するとともに、会員・広告の獲得及び会員サービスの向上を図る業務を行う。

第3条 協議会議長は、その業務を実行するための委員会を設置することが出来る。委員会は付託された業務を適切に執行し、協議会議長はこれを指導・管理する。

第4条 企画戦略会議は、本会の運営や事業における基本的な方針・計画・規程を審議すると共に、理事会の業務を推進するために設置する。企画戦略会議に関する規程は、別に定める。

第5条 委員会、企画戦略会議は、必要に応じて小委員会を置くことができる。

第6条 理事会、企画戦略会議、協議会は、限られた期間内に特定の問題を取扱う場合、期間を定めて臨時委員会を設置することができる。

(設置及び廃止)

第7条 協議会、委員会は、理事会の議決を経て設置又は廃止するものとする。

2. 協議会に属する委員会が小委員会を設置する場合は、小委員会の名称、小委員長、対象とする事業内容、規模、設置予定期間及び予算を明記して所属する協議会に申請し、事前承認を得るものとする。又、解散する場合は、協議会へ届出る。なお、理事会は協議会に対して、所属する小委員会の改廃を指示することが出来る。
3. 臨時委員会の設置は、委員会の名称、対象とする特定の問題、設置予定期間を記して理事会に申請する。設置は、理事会の事前承認が必要だが、緊急な場合は会長の事前承認で立上げ、最初の理事会で事後承認を得ることが出来る。又、解散する場合は、理事会へ届出る。

(メンバーの委嘱と任期)

第8条 協議会の議長は、会長または副会長に委嘱する。会長は、役員交替後の最初の理事会においてこれを行う。

2. 議長の任期は役員の職にある2年間とするが、特別な事情の場合、会長は理事会の承認を得て暫定措置を取ることが出来る。
3. 会長は、業務の内容、支部等のバランス等を考慮して協議会メンバーに理事を委嘱する。なお、理事は複数の協議会メンバーになることが出来る。
4. 理事以外の協議会メンバーは次の者とし、理事会で承認後、会長が委嘱する。
 - 1) その協議会に属する委員会委員長。
 - 2) 協議会議長が、会長・筆頭副会長と協議して正会員の中から選任したもの。
5. 任期はその議長の在任期間であるが、重任は妨げない。
6. 協議会議長は必要に応じて副議長・幹事を置くことが出来る。
7. 協議会のメンバーは毎年6月理事会で確認し、本会のホームページ等で公開する。

第9条 委員会の委員長は、当該協議会の議長が、前任委員長等と協議して正会員の中から適任者を選任し、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

2. 委員長の任期は3年とする。再任は可能だが、連続する場合は原則として2期までとする。又、任期が満了しても後任委員長が就任するまでは、その任務を行うものとする。臨時委員会の委員長は、年度をまたがっても交替しないことがある。
3. 委員会の委員は、委員長が支部等のバランスを考慮して、正会員の中から選任し、協議会の了承・理事会の承認を得て、協議会議長が委嘱する。但し、特別の事情がある場合は、非会員を委嘱することができる。委員の任期は3年とする。再任は可能だが、連続する場合は原則として2期までとする。委員長は毎年期首に委員会メンバーを協議会に提出しなくてはならない。
4. 委員会委員長は必要に応じて副委員長・幹事を置くことが出来る。

第10条 小委員会の委員長は、委員会の委員長が当該協議会議長と協議して、正会員の中から適任者を選任し、協議会の承認を得て、協議会議長が委嘱する。

2. 小委員会の委員長の任期は、委員会委員長と同様とする。
3. 小委員会の委員は、委員会の委員長が、小委員会の委員長と協議して、その対象とする事業に精通した者を選任し、協議会 (A 案：企画戦略会議、B 案：委員会) の承認を持って協議会議長 (A 案：担当副会長、B 案：委員長、C 案：協議会議長) が委嘱する。委員の任期は、委員会委員と同様とする。

(活動と報告)

第 11 条 企画戦略会議・協議会・委員会・小委員会は当該議長・委員長が招集する。なお、委嘱後最初の委員会は協議会議長が、小委員会は委員会委員長が招集する。

第 12 条 協議会議長は協議会開催後、その内容を企画戦略会議及び理事会に報告する。

2. 協議会議長は、毎年暮れの所定日までに次年度の活動計画案と予算案を事務局に提出し、理事会で説明する。
3. 委員会委員長は委員会開催後、その内容を所属する協議会に報告しなければならない。小委員会委員長も同様に親委員会に報告しなければならない。

(協議会・委員会の規程等)

第 13 条 協議会・委員会は理事会の承認を持って、~~また委員会は所属する協議会の承認を持て~~
~~て~~各々規程類を定めることが出来る。

(ほか)

第 14 条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

附則 2009 年 12 月 21 日 日本分析化学会協議会暫定規程 2007. 4. 13 の改訂による制定。

2. A005 日本分析化学会委員会規程 2007. 6. 15 を廃止する。

2019 年 7 月現在の委員会は下記のものである。

- 1) 本部組織協議会に属する委員会
理事会、本部・支部連絡会議
- 2) 組織運営協議会に属する委員会
役員等候補者推薦委員会、役員等候補者選考委員会、財務委員会、職員人事委員会、男女共同参画推進委員会
- 3) 学術振興協議会に属する委員会
「ぶんせき」編集委員会、「分析化学」編集委員会、「Analytical Sciences」編集委員会、XSAO 編集委員会、学会賞等表彰委員会、学会賞等審査委員会、学会功労賞・技術功績賞審査委員会、先端分析技術賞審査委員会、女性 Analyst 賞審査委員会、有功賞審査委員会、「分析化学」論文賞審査委員会、出版・教育委員会
- 4) 学術会合協議会に属する委員会
年会実行委員会、分析化学討論会実行委員会、国際交流委員会
- 5) 社会活動協議会に属する委員会

標準物質委員会、技能試験委員会、分析士認証委員会、分析化学技術者教育企画委員会、
産官学連携委員会、教材開発委員会

6) 会員・広報協議会に属する委員会

会員管理委員会、広報委員会

ホームページ編集小委員会規程（改訂案）

〔総則〕

1. ホームページ編集小委員会（以下「小委員会」という）の運営は、広報委員会規程及びこの内規の定めによる。

〔小委員会の目的〕

2. 小委員会は、別に定める日本分析化学会ホームページ（以下「HP」という）掲載要項の内規に従い、HPコンテンツの編集・更新、登録作業及びこれに伴う業務を行うことを目的とする。

〔小委員会の構成〕

3. 小委員会は、委員長1名、副委員長2名、委員約10名をもって構成する。広報委員会の1名以上が参画する。委員は小委員会で推薦し、広報委員会（A案：企画戦略会議、B案：広報委員会）の議を経て、広報委員会委員長（A案：担当副会長、B案：委員長、C案：協議会議長）が委嘱する。

〔委員長、委員の選出〕

4. 委員長、副委員長は委員のうちから互選し、広報委員会及び理事会の議を経て会長が委嘱する。

〔委員長、委員の任期〕

5. 委員長及び副委員長の任期は3年とする。再任は可能だが、連続する場合は原則として2期までとする。委員の任期は3年とし、再任は可能だが、連続する場合は原則として2期までとする。

〔委員の任務〕

6. 委員長は、小委員会を代表し、小委員会業務を統括するとともに、小委員会を招集し、議長となる。

委員は、小委員会の業務を分担して行う。

〔委員会の運営〕

7. 小委員会を必要に応じて開催する。但し、メール会議をもってこれに代えることができる。

8. 小委員会の議事録は、出席委員が作成する。委員長が広報委員会へ報告する。

[著作権]

9. 委員会が作成したHPの著作権は、(公社)日本分析化学会に帰属する。

[付則]

1. この規程は、2019年7月2日から施行する。

2. この規程の変更は、小委員会及び広報委員会の審議を経て、理事会の承認を必要とする。

「展望とトピックス」小委員会規程（改訂案）

〔総則〕

1. 「展望とトピックス」小委員会(以下「小委員会」という)の運営は、広報委員会規程及びこの規程の定めによる。

〔小委員会の目的〕

2. 小委員会は、年会及び分析化学討論会で発表される講演から、身近な社会と関わりが特に深いと考えられる研究発表を選び、平易に解説した小冊子「展望とトピックス」を編集・発行し、また、報道関係者を対象に記者会見を行うことを目的とする。

〔小委員会の構成〕

3. 小委員会は、委員長1名、副委員長2名を含む委員約10名をもって構成する。広報委員会の1名以上が参画する。なお、当該年度の年会及び分析化学討論会担当支部の臨時委員各1名を含むことができる。委員及び臨時委員は小委員会で推薦し、広報委員会（A案：企画戦略会議、B案：広報委員会）の議を経て、広報委員会委員長（A案：担当副会長、B案：委員長、C案：協議会議長）が委嘱する。

〔委員長、委員の選出〕

4. 委員長、副委員長は委員のうちから互選し、広報委員会及び理事会の議を経て会長が委嘱する。

〔委員長、委員等の任期〕

5. 委員長及び副委員長の任期は3年とする。再任は可能だが、連続する場合は原則として2期までとする。委員の任期は3年とし、再任は可能だが、連続する場合は原則として2期までとする。臨時委員の任期は、1年とする。

〔委員長、委員等の任務〕

6. 委員長は、小委員会を代表し、小委員会業務を統轄するとともに、小委員会を招集し、議長となる。副委員長は、委員長を補佐し、必要に応じて委員長の職務を代行する。委員は、小委員会の業務を分担して行う。

〔委員会の運営〕

7. 小委員会を必要に応じて開催する。但し、メール会議をもってこれに代えることができる。

[委員会の記録]

9. 小委員会の議事録等は、委員長が広報委員会へ報告する。

[付則]

1. この規程は、2019年7月2日から施行する。

2. この規程の変更は、小委員会及び広報委員会の審議を経て、理事会の承認を必要とする。

オンライン登録小委員会規程（改訂案）

〔総則〕

1. 本委員会は、オンライン登録小委員会（以下「小委員会」という）の運営は、広報委員会規程及びこの規程の定めによる。

〔小委員会の目的〕

2. 小委員会は、年会及び分析化学討論会のオンライン登録に関連する実務及び講演要旨集作成に伴う業務を目的とする。

〔小委員会の構成〕

3. 小委員会は、委員長1名、副委員長2名を含む、委員約10名をもって構成する。広報委員会の1名以上が参画する。委員は小委員会で推薦し、広報委員会（A案：企画戦略会議、B案：広報委員会）の議を経て、広報委員会委員長（A案：担当副会長、B案：委員長、C案：協議会議長）が委嘱する。なお、当該年度の年会及び分析化学討論会担当支部の推薦により、臨時委員各1名を含むことができる。

〔委員長、委員の選出〕

4. 委員長、副委員長は委員のうちから互選し、広報委員会及び理事会の議を経て会長が委嘱する。

〔委員長、委員の任期〕

5. 委員長及び副委員長の任期は3年とする。再任は可能だが、連続する場合は原則として2期までとする。委員の任期は3年とし、再任は可能だが、連続する場合は原則として2期までとする。臨時委員の任期は、1年とする。

〔委員長、委員等の任務〕

6. 委員長は、小委員会を代表し、小委員会業務を統轄するとともに、小委員会を招集し、議長となる。副委員長は、委員長を補佐し、必要に応じて委員長の職務を代行する。委員は、小委員会の業務を分担して行う。

〔委員会の運営〕

7. 委員会を必要に応じて開催する。但し、メール会議をもってこれに代えることができる。

[委員会の記録]

8. 小委員会の議事録は、出席委員が作成する。委員長が広報委員会へ報告する。

[付則]

1. この規程は、2019 年 7 月 2 日から施行する。
2. この規程の変更は、小委員会及び広報委員会の審議を経て、理事会の承認を必要とする。

履歴

- ・2011 年 4 月 15 日（第 2 回理事会）にて決定された、会員・広報協議会内の委員会改組に伴い一部規程を修正した。
- ・2019 年 7 月 2 日（第三回理事会）にて決定された、広報委員会の改組に伴い、規程の一部を修正した。

2019 年度
HP 編集小委員会名簿（委員追加案）

委員長	火原 彰秀	(東北大学)
副委員長	鈴木 保任	(金沢工業大学)
	南 豪	(東京大学)
委 員	上原 伸夫	(宇都宮大学)
	津越 敬寿	(産業技術総合研究所)
	西澤 精一	(東北大学)
	水口 仁志	(徳島大学)
	保倉 明子	(東京電機大学)
	追加 植草 秀裕	(東京工業大学)
	追加 加藤 大	(産業技術総合研究所)
	追加 原田 誠	(東京工業大学)
	追加 細谷 孝明	(茨城大学)

事務局

※ 小委員会の委員長，副委員長は，広報委員会の構成メンバーとなる。